

<プレスリリース>

**7月1日本店移転に伴い、弁護士、司法書士、行政書士、社労士、中小企業診断士
5士業が同一オフィスに集結。『BRIGHT』の提供する法律サービスが拡大されます。**

株式会社ブライト（東京都港区芝3-6-12 K S芝公園ビルI 3階／代表取締役夏目哲宏）は、平成30年7月1日付で、本店を「東京都港区浜松町1-18-13 高桑ビル3階」（都営大江戸線・都営浅草線「大門駅」徒歩1分）に移転します。これに伴い『BRIGHT』ネットワークを構成する「行政書士事務所ブライト」、「法律事務所ブライト」、「松澤経営労務事務所」及び「沢部司法書士事務所」の4つの法律系事務所（所属する士業は中小企業診断士を含め5種5名）も同一オフィスに集結し、「BRIGHTのオフィスに行けば資格の枠を超えて幅広く相談できる」多角的な法律サービスの提供を実現させます。

『BRIGHT』は、2015年2月の発足以来、「株式会社ブライト」と「行政書士事務所ブライト」を主幹事業者とし、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁理士等の法律系士業とのネットワークを用いて、全国のブライダル事業者向けに幅広く法律サービスを提供してまいりました。

しかし、平成29年10月に設立され、「株式会社ブライト」と同一オフィスに居を構えた「法律事務所ブライト」を除き、各々の事務所の所在地は異なっており、物理的な意味での一体型サービスの提供には至っていませんでした。

今般、上記の**4つの法律系士業事務所と5名の士業（弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士）が同一オフィスに一堂に会することとなり、「オフィスに行けば資格の枠を超えて幅広く相談できる」環境が整ったことで、全国のブライダル事業者に対して、より多角的な法律サービスを提供できるようになりました。**

また、新オフィスは羽田空港や東京駅または品川駅へのアクセスも良好な「浜松町駅」及び「大門駅」至近の立地に所在するため、東京以外のエリアから来訪される事業者にとっても高い利便性をお感じいただけるものと思います。

ブライダル業界を取り巻く昨今の法律環境は、ますます複雑化し、混沌としてきておりますが、我が国に息づいてきた「結婚式」という唯一無二の文化を守り、発展させていけるよう、『BRIGHT』は全国のブライダル事業者の法律面での守護神となり、事業者が本業に集中できる環境を創り出すことで、ひと組でも多くの幸せな「結婚式」をこの国に花開かせたいとの思いで、引き続き全力を尽くしてまいります。

平成30年6月22日
BRIGHT代表 夏目 哲宏



【電車でお越しになる場合】

『大門駅 A2出口』を出て右折（北上）して徒歩1分。